

国税庁
www.nta.go.jp

申告書の作成は
国税庁ホームページが
おすすめ

確定申告

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2

ネットを使って
e-Taxへ送信

印刷して送付

e-Taxのメリット
 24時間受付
 添付書類の提出省略
 届付がスピーディー

振替日

所得税および復興特別所得税 贈与税	消費税および地方消費税 (個人事業者)
3月17日(月)まで	3月31日(月)まで
振替日	振替日
4月22日(火)	4月24日(木)

申告と納税

所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での相談・申告書の受付は、2月17日(月)からです。

確定申告

(町・県民税申告)は

正しくお早めに!

大田原税務署での申告

平成25年分所得税確定申告の税務署での相談・申告書受付は、2月17日(月)から3月17日(月)までです(土・日を除く)。

申告書は郵送または時間外収受箱(税務署備え付け)に投函することにより提出することもできます。

那須町役場(文化センター)または各支所での申告

平成26年度(25年分所得)町・県民税の申告は、2月14日(金)から3月17日(月)までです(土・日を除く)。混雑が見込まれますので、日程のとおり申告されますようご協力をお願いします。

※詳しい日程等については、広報那須1月号に掲載してありますのでご覧ください。

パソコンでの申告書作成

国税庁のホームページでは、確定申告のための情報提供(タックスアンサー)や「確定申告書作成コーナー」を設けていますので、ご利用ください。

▼問合せ 大田原税務署
 ☎0287・22・3115
 町税務課町民税係
 ☎6903

税務課からのお知らせ

平成27年度課税分から 個人住民税の特別徴収義務者への 指定を栃木県内一斉に行います

給与所得者にかかる個人住民税特別徴収は、所得税の源泉徴収制度と同様に、給与支払者(事業者)が、特別徴収義務者として、毎月従業員への給与から、個人住民税を給与天引きし、市町村に納入する制度です。

これまで制度の推進を図るべく、県内市町と栃木県は、特別徴収の未実施事業者に対し特別徴収への切替え指導を実施してきたところですが、全ての事業者の方に浸透していない状況があります。

平成27年度からは、法令遵守、納税者の利便性の向上および制度の一層の推進を図るため、次とおり特別徴収義務者への県内一斉指定を実施しますので、ご理解ご協力をお願いします。

▼指定対象者 所得税の源泉徴収義務のある給与支払者(事業者)

▼実施時期 平成27年度課税分から

▼今後の取組予定 ○平成26年秋以降 指定対象となる事業者の方に、

事前に指定予告文書をお送りする予定です。

○平成27年5月 特別徴収義務者(事業者の方)の皆さまに、特別徴収税額決定通知書等を送付し、給与天引きしていただく年税額と月割額をお知らせします。

▼問合せ 税務課町民税係
 ☎72-6903

住民税のお知らせ

○平成26年度から住民税の前納報奨金制度が廃止になります。

○平成26年度から10年間の臨時措置として住民税の均等割税率が1,000円引き上げられます。

■問合せ 税務課町民税係
 ☎72-6903